

【論 説】

戦後フィシカル・ポリシーとしての加速償却政策*

小 森 瞭 一

目 次

- はじめに
- 1 戦後加速償却政策が普及した理由
- 2 加速償却の定義
- 3 加速償却政策の諸目的
- 4 減価償却（会計）と広義の加速償却（税法）
- 5 先進工業国の加速償却規定
 - 5.1 アメリカ
 - 5.2 イギリス
 - 5.3 フランス
 - 5.4 西ドイツ
 - 5.5 イタリア
 - 5.6 日 本
- 6 加速償却政策の限界

は じ め に

最近わが国経済界を初めとして政府もわが国産業の国際競争力の観点から新規設備投資を促すために、減価償却期間の大幅な短縮を考えている。レーガン税制により大幅に償却期間を短縮したアメリカは90年代に入って、情報・通信・自動車をはじめ主力製品の国際競争力が回復し80年代の景気低迷から

*本稿の執筆にあたっては、平成15・16年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費（研究科分）の助成を受けました。

脱却してきた。このレーガン税制による大幅な耐用年数の短縮はそれまでの減価償却 (Depreciation) という概念を放棄し、「加速原価回収制度 (Accelerated Cost Recovery System……以下 ACRS) という新しい概念まで創出したが、その内容は固定資産の有用期間を意味する耐用年数とは直接的関係が認めがたい程に人為的政策的に短い年数を償却期間として用いることにあった。すなわち 1981 年の改正で償却資産を 4 つに区分し、その償却期間を 3 年から最高 18 年までに大幅に短縮した。この当初の ACRS は 4 年後の 1986 年「公平・簡素・経済成長のための税制改革法」(Tax Reform Act for Fairness, Simplicity and Economic Growth) で「修正加速原価回収制度」(Modified Accelerated Cost Recovery System……以下 MACRS と略す。) となって一部緩和されたが、基本的には加速原価回収制度そのものは残った。今日この MACRS に定める償却期間と比較するとわが国の法定耐用年数は、2 倍以上も長く設定されているため機械設備の償却速度が遅くそれが帳簿上固定資産の残留を招いている。その結果、陳腐化・遊休設備を生じ国際競争力の低下から過剰固定資産のリストラを求める産業界からの要求となって来ている。陳腐化した機械設備による製品は国際的競争市場では最近の機械設備による製品との競争に敗退するのみならず、その存在そのものが新規に設備投資する意欲を削ぐため国内の経済成長の足を引張る。新たな設備投資意欲を民間企業にもたせるには帳簿上資産の固定化を緩和すると同時に資金的に負担のない内部留保としての減価償却による自己資金をより多く引当てられる耐用年数の短縮要請となって現れてくる。

耐用年数の短縮が通常の資産の有用期間と関わりなく人為的・政策的に短縮されたケースは戦争期間に見られたアメリカの 5 ヶ年特別償却制度があるが、MACRS は平和経済時に産業の競争力強化や経済力回復の目的で償却期間が異常に短縮された例と言えよう。1990 年代はわが国経済にとって「失われた 10 年」と言われている。この 10 年間にわが国経済が直面したのは明治維新の開国期や第 2 次大戦の敗戦時に次ぐ 3 番目の大きな経済構造の変革

を求められた試練の時期である。この出口の見えない長期不況と新しい産業構造への転換を前に、戦後わが国経済発展の牽引車となってきた民間企業の設備投資の刺激策として、戦後の経済復興と経済成長に大きな役割を果たしてきた加速償却政策を再考してみたい。

1 戦後加速償却政策が普及した理由

第2次大戦後、資本主義諸国でフィiscal・ポリシーとして、加速償却制度が広く採り入れられる世界的現象を呈した。加速償却制度がフィiscal・ポリシーとして世界的に出現してきた理由を考えてみよう。

第2次大戦後に経済政策として戦勝国・敗戦国ともにもっとも重要視されたのが、

- (1) 戦争終結に伴い、戦争経済から平和経済への移行に伴う産業構造の転換
- (2) 戦場から引揚げて来る多数の兵士に対して十分な雇用機会の提供であった。

とりわけ、後者の十分な雇用機会の確保は第一次大戦後世界が敗戦国ドイツの賠償問題に関心を払いすぎ国内での十分な雇用機会の提供がなごりにされ、投資需要の中心であった民間設備投資を十分刺激育成しなかったため、1929年の大恐慌が生じたという反省から注目された。その結果、第2次大戦後はケインズをはじめ多くの経済学者が雇用に関心を寄せ、雇用を生み出すための民間設備投資を刺激する政策が積極的に経済政策の中心に据えられるようになった。このような投資刺激政策としては資金コスト面から刺激する低金利政策や特定産業への補助金などがあるが、民間設備投資刺激にもっとも直接的効果を与えるのが加速償却であった。加速償却はより短期間に投下資本の回収が出来、資本計算上明白かつ直接的に投資計算結果の有利さを具体的数値で認識することが出来る。低金利政策のように投資する者もしない者も一律に、受益させるわけではないし、バラマキ的となりやすい補助金のように特定業種のみ優遇する不公平さもない。それは投資した場合にのみし

か与えられないが、償却計算を通じて対象となる機械設備と個別的・直接的に対応して投資額に比例して加速効果を生ずる¹⁾。要するに加速償却政策は加速効果により設備投資を個別的・直接的・比例的に無駄なく刺激するため最小の財政的負担で民間設備投資を最大に刺激することが出来、投資した人には公平かつ明白な具体的数値として加速効果を事前に把握することが出来る特徴があった。アメリカではすでに第2次大戦中軍需生産刺激のため5ヶ年特別償却が実施され、その刺激効果は実証済みであったので戦後の平和経済においても安心して採用出来る経済政策手段としての歴史的経験もあった。

第2次大戦後米ソ冷戦体制の下、世界の市場は大きく2分され、その一方である資本主義経済圏では自由主義貿易を立て前に国際化された自由競争市場を形成した。そこでは戦勝国であっても陳腐化した機械設備による製品は戦争の荒廃から復興する過程で導入した新技術・新製法による敗戦国の製品に敗退した。「奇蹟の復興」と言われる敗戦国のドイツやわが国の戦後経済復興の背後には低賃金ながら国民の必死の復興努力と同時に戦災で焼失した生産設備と取換える場合、それは戦後の新しい技術や製法を導入した新鋭設備であった。

敗戦国は徹底的に破壊された分だけ戦勝国よりもより広い範囲でかつより大量に新設備・新製法を導入せざるを得なかったし、それが敗戦国の復興の主流となった。その結果、国際的な自由競争市場では賃金格差の相乗効果もあって、敗戦国であるドイツやわが国の工業製品が戦勝国であるアメリカやイギリスの製品を凌駕するようになった。

その結果はすでに、1960年代初頭において、アメリカの深刻な国際収支の悪化となって現れていたのが、次のケネディ大統領の議会へのメッセージで示されている。

「今日、わが国は深刻な国際収支の悪化に直面している。われわれはその原因としてのわが国の機械設備の近代化に注目しなければならない。海外の諸

1) この加速効果の理論的分析は拙稿「加速償却制度論」『経済学論集』（同志社大学大学院）第3巻、昭和36年7月、51-53ページ参照。

国は戦争時の荒廃から立ち直り、世界市場で十分な競争者となるため近代的産業組織を有している。わが国の製品価格や品質が海外製品に劣らないためにわれわれはもっとも能率的な機械設備を必要とするであろう。」²⁾

このメッセージは国際収支の悪化の原因を戦後10余年にして国際競争市場で敗戦国の製品との競争で劣勢にあることを認めたもので戦勝国アメリカの「あせり」が表明されたものといえよう。

事実その直後アメリカでは、この大統領の経済メッセージを裏付けるものとして1962年ケネディ政権が歳入手続（Revenue Procedure）62-21を出して、それまでのブルティン「F」の耐用年数を平均32%短縮した³⁾。このように第2次大戦後、急速な経済復興を必要とした敗戦国は当然のことながら、戦勝国でも戦後の国際市場での製品競争での敗退から悪化した国際収支を改善するため加速償却政策を採用するようになった。その結果加速償却政策が第2次大戦後の経済政策として共通する世界的現象を呈する時期が生じた。

2 加速償却の定義

今日でも、先進工業国の経済力の中心は高度技術で製造される先端技術工業製品の生産能力にあると考えられる。これら先端技術工業製品の品質や特性はそれを生産する機械設備の質的特徴と量的規模に依存する。この機械設備に象徴される固定的生産設備への投下資本の維持回収を企業会計のメカニズムの中でつかさどるのが減価償却である。減価償却はミクロ的には個別企業が固定資本へ投下した価値の回収過程であり、マクロ的には再生産過程に必要な再投資資金を企業貯蓄として内部留保する機能を有する。先進工業国ほどこの固定資本の絶対量は大きく、資本の有機的構成度が高まっているので、製品原価構成要素としてと同時に再投資資金の内部留保として経済的にもっとも大きなウェイトを占めている。例えば、J.M.ケインズは1929年の大恐慌の一因を減価償却と取替えの時間的ラグによる有効需要の不足にあ

2) Economic Report of the President, Jan. 1961, p.25.

3) N.B.Ture, "Tax Reform : Depreciation Problems," *American Economic Review*, May. 1963, p.347.

るとしている⁴⁾。

したがって、金額的ウェイトの大きい減価償却に対する政策は社会経済的に見て重要であると言えよう。第2次大戦後、先進工業諸国でフィシカル・ポリシーとして用いられた減価償却は一般に加速償却 (Accelerated Depreciation) と呼ばれており、時には急速償却 (Rapid Depreciation) や特別償却 (Amortization) とも呼ばれることもある⁵⁾。これらを加速償却として統一的に定義づけると、償却期間の初期に通常の償却方法 (定額法) よりも多額の減価償却を計上する効果をもつ性格から「加速」と呼ばれる。

具体的には、機械設備の有用期間を意味する耐用年数よりも人為的に短い償却期間を用いる方法と償却計算方法そのものの中に通常の償却方法である定額法に比して加速効果をもつものに分かれる。両者に共通する加速効果とは耐用年数の初期に相対的に多額の減価償却費が発生することにより生ずる経済的影響をいう。

耐用年数よりも短い償却期間を用いるものを「特別償却」と称し、計算方法に加速効果が内在するものを「加速償却」と呼び、両者を含めて「広義の加速償却」と定義することとする。

特別償却は償却期間の絶対値を短縮させるもので短縮の程度はその国や時々の事情により人為的・政策的に決められ、短縮の程度に応じて償却額が変わるので量的加速償却といえるし、後者の2倍率定率法 (Double-rate

4) 「合衆国においては、1929年には過去5年間における急速な資本拡張の結果として、まだ取替えを必要としない設備に関して累積的に償却基金が極めて巨大な規模で設けられており、そのため、単にこれらの金融的準備を吸収するだけで、まったく新しい投資が必要であった。……この要因だけでもおそらく不況をひき起こすには十分であった。」

J.M.Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan, London, 1936 (塩野谷訳「雇用・利子および貨幣の一般理論」東洋経済新報社, 1941年, p.115)。

5) 加速償却に関する経済学の海外文献としては次のようなものがある。

R.Goode, "Accelerated Depreciation Allowances as a Stimulus to Investment," *Quarterly Jour. of Economics*, May, 1955.

R.Eisner, "Accelerated Amortization, Growth and Net Profit," *Quarterly Jour. of Economics*, No.5, 1952.

E.D.Domar, "Accelerated Depreciation," *Quarterly Jour. of Economics*, No.5, 1953.

R.Schlaifer, J.K.Butters, "Accelerated Amortization," *Harvard Business Review*, Vol.24, No.3, May, 1951.

Declining Balance Method) や級数法 (Sum of years digits Method) に代表される加速償却は計算方式に加速効果が潜在的に内包しており、先天的・本来的な性格から質的加速償却といえる。

アメリカにおける5ヶ年特別償却⁶⁾、イギリスの初年度特別償却 (Initial Allowance)⁷⁾、スウェーデンの1年償却⁸⁾ (One-year Depreciation Method) わが国の重要機械3年間5割増償却や合理化機械等初年度2分の1償却制度は前者を代表するものであり、1954年の内国歳入法改正で認められるようになったアメリカの2倍率定率法や級数法は後者に属する。これらは戦後フィiscal・ポリシーとして資本主義諸国に現れた代表的事例である。

後者の加速償却はわが国をはじめとして定額法の選択的方法として用いることを認めてきた多くの資本主義国では、すでにその選択は各企業の自主的判断だけで行なえたので国の政策的意図によるフィiscal・ポリシーとはならなかった。しかし、アメリカでは1954年の税制改正で初めて定率法や級数法の選択的適用が認められ、それ以前はもっぱら定額法によっていたので、税法改正により政策的意図を実現させることが出来た⁹⁾。この税制改正後は国レベルでのフィiscal・ポリシーとしての加速償却政策とはならないが、各企業の投資意思決定に際し、加速償却法が加速効果を有するという認識の下に投資が行われるので、加速償却の経営政策的意味は今でも存在する。

6) アメリカの5ヶ年特別償却は戦争という緊急期間中に軍需生産拡充を目的とした加速償却政策の一形態である。この5ヶ年特別償却については拙稿「アメリカにおける5ヶ年特別償却制度(1)、(2)」『経済学論叢』(同志社大学)第50巻第4号;第51巻第1号,1999年3月;1999年6月,21-47ページ;38-66ページに詳しい。

7) イギリスの初年度特別償却制度については拙著「現代減価償却論」中央経済社,昭和49年,160-162ページに説明している。

8) スウェーデンの特別償却には次の論文が詳しい。E.Mildner & I.Scott, "An Innovation in Fiscal Policy," *National Tax Jour.* Sept. 1962, pp.276-280.

9) この1954年税制改正については次の論文に詳しい。拙稿「1954年内国歳入法改正によるアメリカ減価償却制度(1),(2)」『経済学論叢』(同志社大学)第18巻第5・6号;第19巻第5・6号,1969年11月;1972年2月,26-60ページ;39-85ページ。

3 加速償却政策の諸目的

フィシカル・ポリシーの一手段として導入された加速償却の意義はその政策目的との関連の下に考察されねばならない。むしろ加速償却が目指す目的そのものが、政策としての加速償却に意義を与えていると考えられる。加速償却政策の目的はそれが制度化され法文化されている各国税法規定に具体的に見られるが、法文上同じ規定があっても実際にそれを政策化する目的はその国の事情、社会経済情勢により一概には言えない。

S. P. Dobrovolsky は歴史的に具体化した加速償却政策の目的として次の事項を挙げている¹⁰⁾。

- (1) 戦争遂行のため、最大限に軍需生産能力を発揮するため民間軍需生産活動への投資刺激。
- (2) 戦後インフレ経済の下では過去に投資された取得原価はインフレで高騰した取替価格には追いつかない。減価償却制度であるかぎり、取得原価を最高回収額とせざるを得ないが、加速償却により出来るだけ資産の過少償却による水増し利益の過大計上、それに対する利益の蝕配や過重な租税負担を回避するため実質資本維持に努める。
- (3) 技術革新による旧式化、陳腐化等による経済的減価に対し、企業が所有する資産の経済的価値消耗度を加速償却することにより技術革新の波に乗り遅れないよう資金的基礎を与える。
- (4) 投下資本の早期回収を通じて、資本投下にまつわる危険度を減少させ民間企業の設備投資意欲を刺激する。
- (5) 国家や産業の立場から、経済政策の一環として特定業種や対象となる償却資産を限定して加速償却を認めることにより、資本を当該業種や企業に誘導し重要産業の保護育成を計る。

10) S.P.Dobrovolsky, "Depreciation Policy and Investment Decision," *American Economic Review*, Dec. 1951, pp.906-907.

4 減価償却（会計）と広義の加速償却（税法）

減価償却は近代会計学の発生主義会計における代表的な固定資産の流動化または費用化のための会計処理の1つであって、その大きさは取得原価、耐用年数、残存価額を変数として、採用する償却計算方法により決まる。今日、先進工業国では資本の有機的構成の高度化に伴い、固定資本の占めるウェイトが高く、その回収過程である減価償却費は固定費の中で代表的な存在である。近代工業の象徴とも言える装置産業ではオートメ化された機械設備が中心であるため、機械設備に投下した資本をどのように回収するかが重要な課題である。この固定設備への資本回収を計算するのが減価償却であり、減価償却費は経済的にもっとも重要性の高い原価項目であり固定費用である。このことは原価計算や損益計算で近代会計学を特徴づける発生主義会計が主として減価償却から生れ出てきたことから裏付けられる。他方、近代国家では株式会社組織を代表とする企業に法人格を付与し、個人に対すると同様法人に対しても法人税を課している。この法人税は一定期間に企業が達成した利益を対象に課されるが、課税の公平性という財政学上の原則から税法は耐用年数、残存価額、償却方法について独自に規定する。企業会計上は企業の自主的判断で会計処理が選択適用されるが、税法は会計上で選択された減価償却要素を独自に規定し、それを税法の強行法性をテコにしてすべての企業に強制することにより、課税の公平性を達成する。フィシカル・ポリシーとしての広義の加速償却は会計上の利益を課税対象とする近代的法人課税システムにおいて、会計上の減価償却計算の変数を税法上で画一的に規定することが出来るメカニズムを活用して所期の経済政策目的を達成しようとするものである。

この意味では、加速償却は会計上、減価償却と言われているものが税法というスクリーンを通して課税所得算出過程で変型が加えられたものであり、その前提として近代会計学における発生主義思考と企業会計システムから算

出された利益を課税対象とする今日の法人税算出メカニズムの上に立っている。

このことから、加速償却は税法上の減価償却と考えられるので、フィスカル・ポリシーとしての加速償却政策は税法上の減価償却政策として捉えられる。したがって、戦後先進資本主義国で見られた加速償却政策はまさに税法上の減価償却規定を見ることにより達成される。そこで次章では主要工業国の戦後税法上の減価償却規定について見ることにしよう。

5 先進工業国の加速償却規定

税法上の減価償却規定を国際比較の観点から考察する場合、償却方法、耐用年数、資産区分および計算手続に関する規定の比較となるが、第2次大戦後インフレによる資本の喰い潰し防止のための資産再評価が戦後悪性インフレに見舞われた敗戦国を中心に共通して見られる。この資産再評価は減価償却の対象となる資産の取得原価を物価上昇率に比例して政策的に増加させる結果、その後の減価償却費を増加させる効果があるので取得原価主義の枠外ではあるが加速効果が認められる。

加速償却に関する要素としては資産の耐用年数決定における弾力性や投資促進を刺激する引当金規定に見られる。

以下主要工業諸国における税法上の加速償却規定を戦後フィスカル・ポリシーとしての加速償却政策が各国で出揃う1960年代頃までを対象に見てみよう。

5.1 アメリカ

(1) 第2次大戦前

第2次大戦後のアメリカにおける税法上の減価償却規定は第2次大戦中や朝鮮戦争期間に軍需生産設備を対象とする5ヶ年特別償却が臨時立法で認められた以外、戦前からの規定と慣行がそのまま引継がれているので、アメリ

カの戦後は戦前から見る必要がある。アメリカの税法で減価償却が認められたのは1918年の内国歳入法であった。そこでは「合理的な陳腐化に対する引当金をも含めて、工業または商業において使用される資産の消耗・減耗および摩滅に対する合理的引当金」¹¹⁾と減価償却を規定していた。

1920年8月内国歳入庁は後に税法上の耐用年数の実務指針となる Bulletin (告知) F の初版を発行したが、その中で資産の償却率は必然的にそれが使用される性格・場所・目的や使用状況に依存すると規定している。同一場所・同一業種にある製造プラントであっても、修理や維持管理の方法に応じて相当広い幅の中で償却される。その場合使用された率は財務省長官 (Commissioner) の承認を受けねばならないと定めている¹²⁾。このため企業の用いた耐用年数の妥当性の判断は当局が行うことになり不適切と判断した場合の挙証責任は当局の側に課せられていた。償却方法に関しては1920年代を通じて財務省は相当の自由を認めていたが、一部生産高比例法を用いているものを除き、ほとんどは定額法を使用していた。しかし、1933年下院の政策手段委員会 (Ways and Means Committee) は年々増加する減価償却費のため、「1931年の減価償却費は全企業の課税純所得合計より多い」ことを危惧し、「税収確保の意味から今後3年間に減価償却費を25%削減するよう勧告した。」¹³⁾これに関連して財務長官は減価償却を費用として損金に落とすのが合理的であることの挙証責任を税務行政上の理由で財務省当局から納税者側に移すことが必要と答申した。その結果1934年に公表された財務省通達 (Treasury Decision) No.4422で「課税年度の各償却資産に関する償却費は残存耐用年数中に未償却残高やその他の取得原価を回収するのに必要で公正と考えられる割合に制限する。減価償却費を主張するための挙証責任は納税者側にある。したがって納税者は取得原価に関する十分にして完全な情報および当局が償却費の立証に納得する他の情報を提供しなければならない。」と定めた¹⁴⁾。

11) Internal Revenue Code, § 214(a), subsection 8.

12) Treasury Dept., Bureau of Internal Revenue, Bulletin "F", Income Tax, (Washington, 1920) pp.26-27.

13) House Reports, 73 Congress, 2nd Session, Public, II, 1934.

14) U.S. Treasury Decision 4422, p.3.

償却方法の選択も自由であったが、納税者は定額法以外の償却法を使用するのに消極的であったため、当局の減価償却に対する関心は告知「F」を中心とする耐用年数に集約された。償却費の妥当性を立証するため納税者はかなり詳細な情報を含む償却費明細表が必要となった。主要会社は償却方法には関心を示さず、資産の見積耐用年数に関心があった。積極的に納税者が耐用年数を主張しなければ当局は平均的経験を反映するものとして多数の資産の耐用年数を示す告知「F」の数値より長い期間を用いていけば問題としなかった¹⁵⁾。

告知「F」に示された耐用年数は正常な耐用年数と考えられるものの指針であって決して強制されてはいなかったが、これから大きく乖離した耐用年数を用いる場合その正当性の立証は納税者側に課されているため、結局実務上は告知「F」の耐用年数が用いられてきた¹⁶⁾。告知「F」に示される代表的設備の耐用年数と実際の経験とを比較すると多くの場合、告知「F」の耐用年数は長すぎる傾向があった。たとえば、レンガ造倉庫・高速溶鉱炉・小型コンプレッサーは告知「F」ではそれぞれ60年・15年・10年の耐用年数が当てられていたが、小規模な精練所における経営の経験でさえ、それぞれ20年・10年・5年程度であったと言われている¹⁷⁾。さらに耐用年数を終える前に技術進歩や経済変動のような予測不能な影響から生ずる特別の陳腐化に対しては何の考慮もしていない。特別の陳腐化に対しては告知「F」は次のように定めている。「特別な陳腐化はその発生を前もって予測することは不可能である。……この種の陳腐化に対する損金は陳腐化が明らかになった時に始まり、その資産が陳腐化するであろう時点で終了する期間にわたる。いずれの場合もその挙証責任は明白にして議論の余地のない事実と証拠により陳

15) 告知「F」は減価償却に関する当局の方針を要約したものとして1920年に公にされた。1931年の改訂に際し約2,700種の固定資産に対する耐用年数と定額償却率を示した「減価償却に関する予備報告書」(Preliminary Report on Depreciation)が添付され、これがその後のアメリカでの実務の指針となった。

Grant and Norton, *Depreciation*, NY. Donald Press, 1955, pp.216-218.

16) Internal Revenue Release, No.182, 1948.

17) W.L.Nelson, "Amortization and Depreciation Rates," *Oil and Gas Jour.* Feb. 1949, p.90.

腐化を請求する納税者に全面的に課される。納税者の見解でその資産が多年にわたり陳腐化するというだけでは損金には認められない。」¹⁸⁾

この告知「F」の耐用年数を中心とするアメリカの実務は第2次大戦前から大戦中も部分的手直しはあるものの大体はそのまま継続されてきた。

（2）第2次大戦後

第2次大戦後のアメリカにおける減価償却の実務は告知「F」に定める耐用年数で定額法によるのが大部分であった。

そのため、第2次大戦後のアメリカは他の先進工業諸国の減価償却に比して加速効果が極めて少ない規定しかなかった。そこで、1954年内国歳入法は2倍率定率法、級数法、その他耐用年数の当初2/3の期間中に前記2方法で計算された引当金合計を超えない償却方法を選択的償却方法として認めた¹⁹⁾。

これらの償却方法は定額法に比べ、耐用年数の初期に多額の償却費を計上する加速効果を有する点で共通している。

さらに、これに次いで1962年アメリカ財務省は製造設備の1/4から1/3までを経済的に陳腐化させ、世界市場においてアメリカの製造業者の競争力をつけるため耐用年数の短縮を行なった新しい減価償却ガイドラインを導入した結果、告知「F」の耐用年数よりも平均32%償却期間が短縮された²⁰⁾。

前者は計算方法そのものに加速効果が内在する「加速償却」であり、後者は償却期間の短縮となる「特別償却」に属するものである。

5.2 イギリス

イギリスで税法上減価償却が認められたのは1919年の財政法（Financial Acts）に始まるが、その後減価償却に関する主な法律規定は1952年の所得税法、同年から4年間毎年の財政法で改正された。

償却方法としては定率法、定額法、生産高比例法の選択的適用が当初か

18) Statement released with Internal Revenue Circular No.145, 1950.

19) 1954年内国歳入法第167条b節。

20) N.B.Ture, "Tax Reform: Depreciation Problems," *American Economic Rev.*, May, 1963, p.347.

ら認められてきた。産業用建物や構築物は定額法に基づいて償却しなければならない。イギリスの税法では資産の耐用年数に応じて毎年15%、20%、25%、の年率での定率法をよく用いている²¹⁾。

什器備品など18年以上の見積耐用年数を有する資産は15%の定率法か6.25%の固定年率のいずれかを適用する。14年から18年の耐用年数の機械設備は20%の定率償却率か8.5%の固定率を適用する。14年以下の耐用年数の車輛運搬具は25%の定率法か11.25%の固定率で償却する。

イギリスにおける税法は機械設備に対する追加的投資を刺激するため、加速償却類型に該当する初年度特別償却を認めている。初年度特別償却は文字通り初年度に追加的償却を認めるもので、その追加分だけ後年の償却費は減少するが、耐用年数の初期に償却費が集中する加速効果が生ずる。この初年度特別償却は1946年にイギリスで初めて導入されたもので、その割合は第1表に見られるようにその時々に変化している。

第1表 イギリスにおける初年度特別償却率

	機械設備	産業用建物
1946年4月6日～1949年4月5日	20%	10%
1949年4月6日～1952年4月5日	40%	10%
1952年4月6日～1953年4月14日	0%	0%
1953年4月15日～1958年4月14日	20%	10%
1958年4月15日～1959年4月17日	10%	5%

(出所) U.S.Treasury, Memo on Foreign Depreciation System, p.719.

さらにイギリスの税法では科学研究設備に対しては特別な取扱いを行なっている。すなわち科学研究設備に対する支出は初年度に60%の資本回収が認められその後4年間毎年10%づつの資本回収が損金として費用化出来た。また、差額追加 (Balancing Change) と差額減額 (Balancing Reduction) の適用が税法上認められている。

21) イギリスの減価償却制度については、拙著、前掲書、第6章「景気政策と減価償却－イギリスの特別償却制度を中心に－」で触れている。

差額追加は法で定めた減価償却費が実際に発生したものより多いという認識から資本財が売却された年に実現した額の減価償却超過分を査定額の追加とする。他方差額減額は法の定めた減価償却が実際に発生したものより少ないとの認識にたつて簿価が時価を上回った部分を減価償却差額修正として減額処理するものである。

もしある年度の減価償却がその時の課税利益の大きさから全額損金控除出来ない場合に生ずる償却不足は、次年度以降十分な利益が得られる年度まで無制限に累積することが認められる。

5.3 フランス

フランスの税法上の減価償却は多くの点で自由な側面がある。耐用年数の決定も非常に弾力的で、加速償却も認められており、物価変動の影響を補正する手段も有しているが投資を刺激するための引当金はない。

第2次大戦後の高率インフレ期（1945～1958年）にはインフレ係数に基づく資産再評価が制度化され、1962年までに再評価処理を完了した。最終の再評価は新貨幣単位で500万フラン以上の利益を出した企業に強制された。1959年のインフレ係数による再調整は第2表の通りである。

第2表 1959年フランスにおける取得価額のインフレ調整

資産取得年度	1959年税制改正以前の係数	1959年税制改正後の係数
1914年以前	204.1	243.0
1924年	43.5	51.8
1934年	54.4	64.8
1944年	13.7	16.3
1954年	1.15	1.25
1955年	1.15	1.25
1956年	1.10	1.20
1957年	1.05	1.15
1958年	1.00	1.05

(出所) W.T.Hogan, Depreciation Policies and Resultant Problems, Fordham 1967, p.61.

再評価は資産が取得された年の係数でその取得原価に掛けた額を償却対象額とするので、その後の減価償却額はその係数倍だけ拡大される意味からもっとも効率的な加速効果を発揮する。戦後インフレの結果、再評価により償却対象となる資産額が増加すると同時に評価差益が出る。この評価差益に対しては3%の課税が行われ国庫収入に収められた。

償却方法は1959年12月31日以前に取得された資産に対しては定額法が適用され、1965年1月1日以降取得の資産に対しては定率法が強制的に適用され、両日付の間に取得した資産に対してはその資産の性格から定率法または定額法の選択的適用が認められている。定率法を採用した場合は税法で定める加速的特別措置を利用出来ないが、定額法の場合は出来る²²⁾。

耐用年数は個々の納税者や業界団体と当局との交渉で決められるなど非常に弾力的で個性を重視する。しかし大部分の機械設備は15%または7年間で資本回収が認められていた。多目的に利用される機械設備の場合5年か3.5年に短縮される。重機械の場合、通常耐用年数は10年で償却される。定率法では定額法による場合よりも耐用年数3～4年の資産で約1.5倍、5～6年資産で2倍、6年以上の場合2.5倍になる。定額法による償却額が定率法で計算したものより大きくなった場合、定率法から定額法へスイッチすることが認められる。

1951年、耐用年数5年以上の新規取得機械装置、工具に対して初年度2倍の特別償却が認められた。さらに近代化のために取得された機械設備に対しては初年度10%の追加引当金が認められている²³⁾。

この初年度10%追加引当金や初年度2倍の特別償却は該当する資産の性格から初年度には同時に併用することも出来る。

鉄鋼や石炭の生産における競争的地位改善のためこれらの産業に対しては売上高や生産高を基準に追加的減価償却を行うことが出来る。その割合は生産物により異なるが、例えばゲッセマー・スチールの売上の場合8%、鉄

22) 日本公認会計士協会 東京会編『各国の租税制度の展開』中央経済社、昭和63年、122-123ページ。

23) 日本公認会計士協会 東京会編、前掲書、124ページ。

鉱石の売上は20%、フェロー・マンガネッセの場合は4%である。通常の減価償却額を最低限度とし、最高限度はこの売上高に対する一定割合を減価償却額とし、両者の中間部分は任意に選択することが出来る。たとえば通常の償却額100万フラン、売上高基準による償却額が150万フランの場合、納税者は税法上の減価償却控除として両者の差額50万フランを限度に任意に償却額に加算したり、他の所有償却資産に適用することも認められる²⁴⁾。

1957年特定の輸出品目の輸出促進のため、売上高合計に対する当年度輸出売上高の比率を当年度の通常償却額に掛けた額を追加償却出来る輸出特別償却制度を導入した。1959年における輸出特別償却割合は最高50%まで限度枠を増大させた。さらに1958年科学技術研究用資産の取得原価の50%を初年度に特別償却することを認めている。

欠損のため償却額を全額回収出来ない分は次年度以降に回収出来る。

5.4 西ドイツ

西ドイツにおける減価償却率も弾力的に決められており加速償却も認められてきた。戦後インフレ期においては1948年6月以前に取得した資産に対して1948年8月時の取替価格を基準として資産再評価が実施され、その後の資本回収はこの再評価額に基づいて償却計算される。動産については定額法、定率法のいずれでも償却することが出来るが、建物等不動産については定額法によってしか償却出来ない²⁵⁾。減価償却率は個々の納税者との協議によって決定され、特殊な資産については個別企業に存在する諸条件により経済的見積耐用年数が決定され償却率が算出される。その際は技術進歩と同時に特別な使用摩耗に対しても考慮される²⁶⁾。定率法は定額法による償却額の2倍を限度とする2倍率定率法をとるが、同時にどの年度の償却額も取得価額の20%を越えることは出来ない。代表的な耐用年数と定率法による減価償却率

24) 小松芳明『各国の租税制度』財経詳報社、昭和47年、367ページ。

25) 小松芳明、前掲書、308ページ。

26) 日本公認会計士協会 東京会編、前掲書、96ページ。

は第3表に見られる。

第3表 西ドイツの代表的耐用年数と2倍率定率償却率

機械設備の種類	見積耐用年数	2倍率定率償却率
鉄鋼業		
熔鋼炉	10年	20%
電気炉	10	20
自動車産業		
ボーリング・チューニング機	2～5	20
回転ドリル	10	20
エンジン用施盤	6	20
油圧式プレス	8	20
繊維産業		
すぎぐし機	10	20
紡績機	12	16
織機	12	16
編機	8～12	16～20

(出所) U.S.Treasury, Treasury Memo on Foreign Depreciation System, p.707.

8時間操業の2ないし3倍の操業率で使用される機械設備の償却率は通常償却率の2～3倍の割合で償却することが出来る。石炭・鉄鋼などの基礎産業は当初5年間に動産に対しては50%、不動産に対しては30%の資本回収が認められているが、「鉄のカーテン」に近い所に位置する企業の動産については、取得原価の50%、不動産は取得原価の30%を当初2年間に資本回収することが出来る。ベルリンにおけるすべての投資は当初3年間に取得原価の75%まで回収出来た²⁷⁾。

病院や低所得者用高層住宅建設、下水処理設備、空調装置に対しては特別な加速償却が認められた。

1948年には初年度特別償却も導入されたが、西ドイツの場合これは資本回

27) 日本公認会計士協会 東京会編, 前掲書, 97ページ。

収を刺激する手段ではなく雇用法（Occupation Law）に基づく税制上の手段として考えられてきた²⁸⁾。

1946年に連合軍司令部が著しい累進性をもった税制を導入していたため、特別償却や加速償却による損金経費の増加は高率累進性の税金削減に大きな影響を与えることとなった。このような税法上の刺激的減価償却政策は直接的に貯蓄や投資に影響を与えたのみならず、間接的にそれが個々の消費を削減するため、反インフレ的效果を有すると期待されてきた。

5.5 イタリア

イタリアの税法は償却方法としては定額法のみしか認めていなかったが、特別償却制度は存在する。1948年以前に取得したすべての資産にインフレ割合を反映した係数を掛けて再計算する資産再評価が1953年に実施された。税法上の減価償却率は個々の償却資産に対してよりも広い範囲の資産グループ別に決定されているので非常に弾力的である。60年代当初の償却率は1957年3月にイタリア財務省により設定されたもので、第4表に見るように固定資産の大分類項目を基準としているので、そのリストは大抵の商工業の固定資産の償却率が含まれることになる。

第4表 イタリアの減価償却率

資産の種類	年償却率
営業用建物	3%
国内交通、商業、一般サービスの付属設備	6
機械	12
設備	10
事務用機器・備品	10
車輛運搬具	20

(出所) Price Waterhouse & Co., Information Guide for Those Doing Business in Italy, January, 1963, p.16.

28) R.G.Wertheimer, "Tax Incentives in Germany," *National Tax Journal*, Vol.10, Dec. 1957, p.33.

これらの償却率は非常に低く、耐用年数は長い期間とっている。このため、多目的に使用される資産の償却率はこの表よりも高い割合で認められる。

1957 年から新資本投資がその年の減価償却額以上の場合、その超過分の 10% を特別償却として控除することが認められた。通常の減価償却額にこの特別償却額が追加されるが、その合計額は課税所得の 5% を超えることは出来ない²⁹⁾。耐用年数の初年度から 4 年間毎年取得原価の 15% を超えない割合で追加償却する制度もある。

減価償却は元帳上に記録され、固定資産台帳が完備している場合に限り税務上も認められる。もし十分な利益がないため、ある年の減価償却が全額償却出来ない場合、その減価償却不足分は当該償却資産が使用されている限り繰越すことが出来る。

5.6 日 本

第 2 次大戦後日本は非常に悪性インフレに見舞われた。これは 1940 年から 45 年にかけて物価が 2 倍にもなっていた戦争中から少しずつ始まっていた。しかし終戦第 1 年目は物価は 4 倍になり翌年の 1947 年さらに 3 倍になったインフレは 1951 年の物価が 1935 年の 342 倍になるまで上昇し続けた。その結果、戦前に取得した資産の簿価は本質的に意味がなくなった³⁰⁾。

1947 年当初経済学者や実業家から資産再評価の必要性が言われ種々の提案がなされたが、コロンビア大学のシャープ教授を団長とするアメリカの経済使節団が来て 6% の再評価税を含む強制再評価を勧告した。これをもとに 1950 年日本の国会は一連の再評価法の最初のを成立させた。その目的と

29) 小松芳明、前掲書、406 ページ。

30) 戦後わが国の悪性インフレは 1936 年を 100 とした次の卸売物価指数に示される。

1935 年	99.4	1948 年	12,792.6
1940 年	164.1	1949 年	20,876.4
1945 年	350.3	1950 年	24,680.7
1946 年	1,627.1	1951 年	34,253.1
1947 年	4,815.2	1956 年	35,796.7

八幡製鉄所有価証券報告書、1960 年度版、12 ページ。

して次の項目を挙げている³¹⁾。

- (1) 帳簿価額と戦後インフレの結果による資産の時価との間の大きな差異を調整すること。
- (2) 課税の負担を適正に配分すること。
- (3) 税法の定める減価償却を十分実施することにより会社の資本構造を適正にすること。
- (4) 旧株主と新株主との不公平を是正すること。

1950年に成立した法律は再評価の実施を強制とせず企業の任意としたこと以外は概してシャープ勧告をそのまま取入れ具体化した。6%の再評価税は法人の場合3年、個人の場合5年にわたり支払えばよい。再評価益は貸借対照表上「再評価積立金」として表示し、その利益の75%は2年経過後支出することが出来ると定められていた。資産は個々に再評価され個々の資産別に価値変動を考慮することが出来、多様な物価指数を用いることが出来た。しかしこの資産再評価は実際には十分受入れられず、対象会社166,122社中再評価したのはわずか32,271社にすぎなかったため、1951年この法律の修正が行われ再評価実施期限が延長されたが、再評価した企業はそれ程増えなかった。その理由として次のことが考えられる。

- (1) 企業の収益状況が悪かったこと。
- (2) 再評価税の負担が相対的に重かったこと。

その後の物価上昇で1953年再度修正が行われ、再評価積立金の資本組入れと再評価税支払猶予が行われたが、企業はそれほど関心を示さなかった。1954年政府は5千万円以上の資本投資をした大企業に対して再評価税を再評価額の3%に低減すると同時に該当資産の再評価を強制した。

再評価を強制することはその後に償却対象となる金額を増大させ減価償却による内部資金留保を増加させる結果資産の取替を容易にすることを目的とした。1954年の強制再評価は大企業の資産更新に有効に動いた。しかし、そ

31) 資産再評価法 昭和25年。

れに含まれていない小規模会社に対しては 1957 年小規模会社に対する法律により資産の再評価が出来るようにした。

他方、1951 年経済再建のため戦時中の老朽設備の更新として「重要機械 3 年間 5 割増償却」（措法第 42 条）を認め、翌 1952 年機械設備の近代化や原材料・燃料の単位当り投入量の削減、労働生産性の向上、生産物の質的改善を目的とする産業の近代化に関する一連の法律が成立した。これらの法律はその目的達成の手段として特別償却を用いている。

たとえば企業近代化促進法は「政府により緊急に近代化することを必要とする基礎産業は、近代化のために購入・製作した機械設備に対して特別償却を行うよう租税特別措置法で認めた。」³²⁾ これを受けて租税特別措置法では「合理化機械初年度 2 分の 1 償却」（特措法第 43 条）を定めている。

日本では税法上定額法のほか定率法や鉱業用固定資産に対する生産高比例法を償却法として認めてきた。減価償却率や耐用年数は税務当局によって決定されており、特別に認められた場合を除いてはそれを用いなければならない。1960 年代当初に用いられた代表的な機械設備の耐用年数と定率償却率を他国

第 5 表 日本の耐用年数と定率償却率

機械設備の種類	見積耐用年数	定率償却率
鉄 鋼 業		
熔 鋼 炉	17 年	12.7%
電 気 炉	12	17.5
金属加工業		
ボーリング・チューニング機	17	12.7
回転ドリル	12	17.5
伸 線 器	13	16.2
織 維 産 業		
すぎぐし機	11	18.9
紡 績 機	13	16.2
織 機	15	14.2
編 機	17	12.7

(出所) U.S.Treasury, Treasury Memo on Foreign Depreciation System, p.707.

32) 企業近代化促進法 第 6 章序文 1952 年版。

との比較を可能にするため、同じアメリカ財務省の資料でわが国の数値を見ると第5表の通りである。

この他、日本の税法は基幹産業や試験研究機関、農業の重要な機械に対して初年度3分の1特別償却が認められていたが、この初年度特別償却と通常の減価償却の合計額はその年度の償却前課税所得の1/2を超えてはならないという制限があった³³⁾。

6 加速償却政策の限界

耐用年数の政策的短縮（特別償却）であれ計算方法そのものに加速効果のあるいわゆる加速償却であれ、減価償却が会計手法である限り取得原価主義という今日の会計原則に制約される。すなわち、機械設備の取得原価から残存価額を差引いた償却可能範囲額が減価償却累計額の最高限度額となる。広義の加速償却はいずれもこの要償却額を出来るだけ耐用年数の初期に配分するパターンに過ぎない。そのため投資刺激政策としての加速償却政策もまず設備投資をしなければならないと同時に、どれだけの金額の設備投資が行われるのかによりその政策効果が決まる。設備投資額が大きければ大きいほど加速効果は絶対額として大きくなる。

このことから加速償却の政策効果を考える場合、当初投資額の大きさと取得原価主義という今日の会計原則が限界となる³⁴⁾。この限界を打破するものとして戦後悪性インフレと言われる激しい物価騰貴で取得原価主義による減価償却が無意味となるため、所有資産の再評価によって、その後の償却累計額を将来の取替費に近づける資産再評価と投資引当金（Investment Allowance）がある。資産再評価はいつの時期でも自由に出来るわけではなく、大戦後な

33) わが国における特別償却制度に関しては拙著、前掲書、8～10ページに詳しい。またわが国自動車産業の特別償却実施状況の分析は同書119～130ページ参照。

34) 加速償却政策の限界としては、この他に（1）投資刺激のタイム・ラグ、（2）十分な収益の前提、（3）公平性の原則が考えられるがこれらについては拙稿「政策減税としての減価償却」『経済学論叢』第13巻第3・4・5合併号に詳述しているので、本稿は取得原価主義という会計的制約のみを取上げる。

ど余程の物価高騰の時期が相当期間あって始めてその悪性インフレの影響を調整することが社会的に認められるものである。結果的には今日の会計学のコンベンションである取得原価主義の枠を外すことになるため、これを政策的または人為的に再三実施することは許されないであろう。資産再評価を政策として実施するにはつねに相当期間の悪性インフレをも人為的に導入しなければならないが、このことは資産再評価以上に経済社会に大きなダメージを与えることになりモラル上からも資産再評価を政策として実施することは出来ない。資産再評価は人為的政策として用いるのではなく、悪性インフレがもたらす悪影響を除去するための対症療法にすぎないのであって、投資刺激のための手段とは考えられない。

これに対して、設備投資の一定割合を追加して損金に落とすことを認めることにより投資刺激を行なう投資引当金は会計上の取得原価主義の枠を超えるが、加速償却以上に投資刺激効果が強い³⁵⁾ため政策的効果が大きい。これら2つの政策は減価償却を通じて投資を刺激する効果は取得原価主義に拘束される加速償却政策よりも大きい。

その結果、第2次大戦後、先進工業国を中心にフィシカル・ポリシーとして導入された加速償却政策は1960年代以降より一層投資刺激効果が強い投資引当金や投資税額控除にとって代わられることとなる。(2005年4月19日提出)

35) 投資引当金はイギリスで1954年の税制改革で次のような割合で導入されている。

工業用設備機械への新規投資 20%

産業用建物への新規投資 10%

アメリカでは投資税額控除 (Investment Tax Credit) として当初7%の割合で1962年に導入された。J.L.Meiji, Depreciation and Replacement Policy, North Holland Co., Amsterdam, 1961, p.166.

The Doshisha University Economic Review Vol.58 No.1

Abstract

Ryoichi KOMORI, *Accelerated Depreciation as the Fiscal Policies after the World War II*

This article shows the comparative studies of the accelerated depreciation policies in the developed countries after world war II .

The accelerated depreciation policies were introduced to increase efficiently the industrial plants machinery investments in the private sector which contributed to the high rate economic growth in the '60 growing world economy. First, this paper defines the accelerated depreciation and considers the historical and theoretical aspects of the accelerated depreciation policies; secondly it discusses how the depreciation in business accounting produces the accelerated effects through modern income taxation system; lastly it takes up the cost basis principle in business accounting which refers to the economical limitation of the policies.